

(様式6-3)

研修等 報告書

30年 3月 30日

三田市議会議長 今 北 義 明 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	市民の会	代表者	佐々木 智文	印
		議員名		
参加者氏名	佐々木 智文 印			
講演会等研修名	地方議員研究会			
研修事項	地域が豊かになる民泊の実例・基礎知識 地域公共交通の基礎知識 地域公共交通を守る工夫の様々な実例			
日 時	30年3月29日(木) 14:00~30年3月30日(金) 16:30			
場 所	早稲田大学 早稲田キャンパス 26号館 大隈記念タワー11階 東京都新宿区早稲田鶴巻 516-1			
所 見	別紙			
添付資料	・ 研修資料抜粋 ・ ・ ・			

6 添付書類 (講演会内容のパンフレット等)

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、参加者氏名は不要)

### ・地域が豊かになる民泊の実例・基礎知識

セミナーを受講して、一番この事業が成功したのは、民泊のお客様の予約システムあると思いました。農業体験型である以上、事業主体はあくまでも農家です。

農家には、都会の方がホッとする暖かさや環境が整っています。しかし、いままで、商売などしたことのない方々が、お客様を集めることは大きなハードルになります。

それを、一気に解決したのが、豊島で行われている取り組みです。町役場・福武財団・早稲田大学の三者の官民学の連携により、インターネットを使った宿泊予約システムにより、農家はお客様を暖かく接待するだけで、空き部屋が旅館となり、若い方々や外国の方との交流により、生きがいと収入の両面を受け取るという、画期的なシステムを学びました。三田市においても、格好の事業になる事例であると確信いたしました。

### ・地域公共交通の基礎知識

地域公共交通活性化・再生法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）での地域交通の定義は、地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

また、公共交通事業者等とは、イ 鉄道事業法による鉄道事業者、ロ 軌道法による軌道経営者、ハ 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者、ニ 自動車ターミナル法によるバスターミナル事業を営む者、ホ 海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業を営む者、へ 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものの6項目となる。

国等の努力義務については、国は、地方公共団体、公共交通事業者等その他の関係者が行う持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うとともに、必要があると認めるときは、市町村と密接な連携を図りつつ主体的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。とな

っています。

このことから、まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成、地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ、住民の協力を含む関係者の連携、広域性の確保、具体的で可能な限り数値化した目標設定など、これら基本方針をもって交通網形成計画を行うことである。

道路運送法の一部改正により、自家用自動車による有償旅客運送制度が創設され、地域住民の移動手段を確保する観点から、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて地域の関係者が合意している場合において、市町村、特定非営利活動法人等が国土交通大臣の登録を受けたときは、自家用自動車による有償旅客運送を可能とする制度を創設したまた、乗合旅客の運送に係る規制の適正化について、乗合旅客の運送形態の多様化に対応するため、一般乗合旅客自動車運送事業について、路線を定めて定期に運行するとの要件を撤廃するとともに、地域の需要に応じ当該地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために乗合旅客の運送を行う者について、地域の関係者が合意している場合に運賃及び料金の規制の緩和を行う等乗合旅客の運送に係る規制の適正化を図るとなっている。

今後三田市においても高齢化等により公共交通の空白地が出てくるの必死であり、今後の公共交通のあり方を進める上での参考となった。

#### ・地域公共交通を守るための様々な実例

##### ・地域公共交通はまちづくりの手段

地域公共交通を交通の問題だけで自立的に解決することは困難であり、地域公共交通をまちづくりの手段の一つとしてとらえて、他の地域資源と組み合わせることで、まちづくり全体の中で維持していくことが必要となる。

北九州市枝光地区の事例においては、事業収入に協賛金や広告料をあて支出への軽減をはかり、経費が安くなる近距離（3～5km）のルートを設定して、15分間隔での運行を行い、乗員5名程度以上の平均乗車数を確保するルートと運行密度により、事業採算性を確保している。

また、愛知県瀬戸市の取り組みは、市民ワークショップを開催して、地域主導の取り組みを進めるなかで、護送車みたいなハイエースには乗りたくない、バス停で待てるのは15分が限界、バス停からの距離だけでなく坂道が多い場所を優先的に回ってほしい、路線バスの乗り継ぎを便利にしてほしい、今までも路線バスの乗り合いを検討してもらったがだめだった。それなら自分たち運転してもいいなど多数の意見をもとに、低速電動バスe-COM8を運行させた。このバスは定員10名で最高速度19km/h、航続距離40km。で、最初は実証走行を行い、他のコミュニティバス路線平均乗車人数が20人前後あるのに対して倍以上の乗車人数を確保し2018年度の本格運行が決定をした。

これらを参考に三田市での地域特性や実態にあった方法を模索して運行へと繋げていけるよう助言をしていきたいと思えます。

早稲田大学×地方議員研究会 共催セミナー

# 地域が豊かになる民泊の 実例・基礎知識

早稲田大学環境総合研究センター

研究院准教授 永井祐二

早稲田大学環境総合研究センター×地方議員研究会 共催セミナー

## 地域公共交通の基礎知識

株式会社早稲田大学アカデミックソリューション  
早稲田大学スマート社会技術融合研究機構

井原雄人

Kamiya Lab. WASEDA UNIVERSITY

早稲田大学環境総合研究センター×地方議員研究会 共催セミナー

# 地域公共交通を守るための様々な実例

株式会社早稲田大学アカデミックソリューション

早稲田大学スマート社会技術融合研究機構

井原雄人

Kamiya Lab. WASEDA UNIVERSITY